

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一八―十三―〇号

#### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字八軒家二千五十六番二他十八筆

#### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 五百立方メートル